

事務局 長
医学教育部 長
病 院 長
教 務 部 長 殿
学 生 部 長
図 書 館 長

防衛医科大学校長

臨床研修実施委員会の設置について（通達）

改正 平成元年 5月29日
平成 7年 3月31日
平成14年 1月24日
平成16年 5月31日
平成18年 3月28日
令和 3年 3月30日
令和 5年 6月30日

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 設置

防衛医科大学校における医官及び歯科医官に対する初任実務研修に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第23号。以下「初任訓令」という。）第7条第3項に基づき受託する初任実務研修及び医官に対する専門研修に関する訓令（昭和59年防衛庁訓令第27号。以下「専門訓令」という。）第5条第4項に基づき受託する専門研修における臨床に関する研修（以下「臨床研修」という。）の実施に関し、必要な事項を審議する臨床研修実施委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

2 構成

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 病院長
- (2) 副委員長 病院副院長
- (3) 委員
 - ア プログラム責任者
 - イ 病院の教授

- ウ 医学教育研修センター長
- エ 形成外科及びリハビリテーション部の副部長
- オ 協力型臨床研修病院の研修実施責任者
- カ その他委員長が必要と認めた者

(4) 委員長に事故があるとき、又は委員長がかけたときは、副委員長のうち委員長の指名した者がその職務を代行する。

3 審議事項

委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行い、その結果を随時防衛医科大学校長に報告するものとする。

- (1) 臨床研修のプログラムに関すること。
- (2) 臨床研修の指導に関すること。
- (3) 臨床研修の評価に関すること。
- (4) 臨床研修を行う医官の管理に関すること。
- (5) 協力型臨床研修病院との調整に関すること。
- (6) その他臨床研修の実施に関すること。

4 会議

- (1) 委員会は、委員長が主宰する。
- (2) 委員長は、委員会の審議に関し必要と認めるときは、小委員会を置くことができる。
- (3) 委員会は、原則として月1回開催する。ただし、委員長が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。
- (4) 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

5 庶務

委員会の庶務は、医学教育研修センター研修管理室において行う。

6 委任規定

この通達に定めるもののほかに、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この通達は、昭和61年1月13日から施行する。

附 則

この通達は、平成元年5月19日から施行する。

附 則

この通達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成14年1月24日から施行する。

附 則

この通達は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年7月1日から施行する。